

委 託 契 約 書 （案）

群馬県（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、TUMO Gunma 送迎バス管理・運行業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、TUMO Gunma 送迎バス管理・運行業務（以下、「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和8年〇月〇日から令和9年3月31日までの間とする。

（委託料）

第3条 委託料は、金_____円
（うち消費税及び地方消費税の額金_____円）とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、TUMO Gunma 送迎バス管理・運行業務 仕様書（以下、「仕様書」という。）及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を処理するものとする。
2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定めることとする。

（業務完了報告及び検査）

第6条 乙は、委託業務が終了したときは、令和9年3月31日までに（委託事業を中止し、又は廃止した時は、10日以内に）委託事業の結果を記載した業務実施報告書を提出しなければならない。
2 甲は、前項の報告書の提出があったときは、すみやかに検査を実施するものとする。

（委託料の支払い）

第7条 乙は、業務実施報告書の検査完了から10日以内に、委託料請求書を提出しなければならない。
2 甲は、前項の請求書が正当であると認めたときは、当該請求書を受領した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

（損害賠償）

第8条 乙が委託業務に関して甲に損害を与えた時は、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（秘密の保持）

第9条 乙は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(調査等)

第10条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、甲の指定した方法により乙に対して、修補、代替物の引き渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。

2 甲は、納入された物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完請求を行うことなく甲の選択により、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

3 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引き渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(著作権)

第13条 この契約により生じる著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。

2 前項にかかわらず、乙が従来から権利を有していた乙固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、乙に留保するものとし、甲は、乙がそれらを利用し成果物に類似した製品を作成することを妨げない。この場合、甲はかかる権利留保物についての当該権利の非独占的使用権を取得する。ただし、甲は乙の承諾を得ない限り、この非独占的使用権を第三者に譲渡又は貸与し、若しくは担保権の目的としてはならない。

3 乙は、第1項により甲に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、乙の従業員又は受託者が、これらの権利を有する場合には、これらの者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとらなければならない。

(委託事業の変更)

第14条 甲又は乙のやむを得ない事由により、業務内容の変更等契約変更を行う必要が生じたときは、甲乙協議の上、これを行うことができる。

(解除等)

第15条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、契約を解除することができる。

る。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の委託業務の実施が不相当と甲が認めたとき。
- (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (4) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という）であると判明したとき。
- (5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という）の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

2 前項第1号に掲げる事由に該当したためこの契約が解除されたときは、乙は、委託料の100分の10の金額を違約金として、甲に支払うものとする。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる事由に該当したためこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第16条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

（変更の届出）

第17条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが到着したものとみなす。

（帳簿等）

第18条 乙は、委託事業にかかる経費について、収入及び支出の関係を明らかにした帳簿を備え、これを委託事業完了後5年間保存しておかなければならない。

（契約の費用）

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第20条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第21条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（疑義等の決定）

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙と

が協議して定めるものとする。

- 2 この契約における解釈及び準拠法は日本国法とし、この契約に起因して生じる紛争においては、被告となる当事者を所管する管轄裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年〇月〇日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県
群馬県知事 山本 一太

乙 住所
氏名